条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第三項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十七第二項、第六十六条の十八、第六十六条の三十九、第百一条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百一条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の四第十項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の十三第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第百三十九条の二十一第三項（第一号に係る部分に限る。）	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第二十一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
目次 第一章　［略］ 第二章　金融商品取引業者等 ［第一節～第五節　略］ 第六節　適格機関投資家等特例業務に関する特例（第二百三十三条の二―第二百四十六条の七） 第六節の二　海外投資家等特例業務に関する特例（第二百四十六条の八―第二百四十六条の三十七） 第七節　［略］ ［第三章～第六章　略］ 附則	目次 第一章　［同上］ 第二章　［同上］ ［第一節～第五節　同上］ 第六節　適格機関投資家等特例業務に関する特例（第二百三十三条の二―第二百四十六条の七） 第七節　［同上］ ［第三章～第六章　同上］ 附則

条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項、第六十三条の四第三項、第六十六条の十七第二項、第六十六条の十八、第六十六条の三十九、第百一条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百一条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の四第十項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の十三第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第百三十九条の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）	［同上］